

## 札幌市附属機関設置条例（抄）（平成 26 年 10 月 6 日条例第 43 号）

（附属機関の設置）

第 2 条 本市の執行機関等（執行機関及び地方公営企業管理者をいう。以下同じ。）は、別表 1 の執行機関等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置するほか、担任する事務に応じ、それぞれ別表 2 の附属機関の欄に掲げる類型の附属機関を設置する。

（所掌事務）

第 3 条 附属機関（臨時的附属機関を除く。以下第 6 条までにおいて同じ。）の所掌事務は、それぞれ別表 1 又は別表 2 の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第 4 条 附属機関を組織する委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の定数は、それぞれ別表 1 又は別表 2 の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員等（以下「臨時委員等」という。）を置くことができる。

3 前 2 項の委員等は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関の所掌事務に応じて執行機関等が適当と認める者のうちから、当該執行機関等が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第 5 条 附属機関の委員等（臨時委員等を除く。以下この項及び次項において同じ。）の任期は、それぞれ別表 1 又は別表 2 の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員等が欠けた場合における補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員等は、再任されることができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、本市の附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

別表 1（第 2 条関係）（抜粋）

執行機関等	付属機関	所掌事務	定数	任期
市長	札幌市住まいの協議会	本市における住宅施策についての審議に関すること。	12 人以内	2 年

○札幌市住まいの協議会規則

平成 26 年 10 月 6 日規則第 69 号

札幌市住まいの協議会規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、札幌市附属機関設置条例（平成 26 年条例第 43 号）第 7 条の規定に基づき、札幌市住まいの協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

**第 2 条** 協議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第 3 条** 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

**第 4 条** 部会は、会長が指名する協議会の委員及び臨時委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。

3 部会長は、部会の事務を総理する。

4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

**第 5 条** 協議会の庶務は、都市局において行う。

(委任)

**第 6 条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。